

鴻巣市都市計画（ごみ焼却ごみ処理場）公聴会 公述意見に対する市の意見

番号	公述人	意見の要旨	鴻巣市意見
1	A氏	①施設の場所は妥当と考えるが、現施設リフォーム案が明確になった場合は再考が必要と考える。 ②発電計画について、発電余剰分は、近隣の公共施設への給電とし、売電は最下位の選択とすること。 ③意匠計画について、建物は周辺の景観に溶け込むような配色とし、構造物の素材については、実質的で安価な素材を採用すること。 ④調整池等について、全体をビオトープを主とした環境教育の場とし、周辺地域のエコロジカルネットワークに組み入れること。また、設計にあたり埼玉県生態系保護協会や埼玉県環境科学国際センターなど有識者の指導協力を求めることが重要。 ⑤緑地の植栽について、在来種を基本とする。また、花木、草本については、できるだけ管理手間のかからないものとし、季節の花々を楽しめるような設計とすること。また、周囲の樹林と融合を図り、主に鳥類の移動に資するグリーンベルトを構成するような設計とすること。	①本都市計画案における施設の位置については、原案どおりとします。 ②～⑤整備計画・事業に関しては、埼玉中部環境保全組合にお問い合わせください。なお、いただいたご意見は、事業主体である埼玉中部環境保全組合と情報共有をさせていただきます。

番号	公述人	意見の要旨	鴻巣市意見
2	B氏	①莫大な建設費をかけることで、市（2市1町）の財政を圧迫し、社会保障費や教育費の削減に繋がってしまう懸念がある。 ②この建設予定地は一度白紙撤回された土地である。ここは非常に低い土地で後背湿地である。基本計画でも、2.5m以上の洪水があった場合、浸水の可能性があり、浸水部分の復旧が遅れる可能性があるとしている。そのような前提で施設を作ることが許されるのか疑問である。 ③造成費が約41億円とあるが、周辺整備費は含まれておらず、800億円で追いつかない可能性がある。 ④鴻巣市は脱炭素化宣言を掲げているが、生ごみの堆肥化・飼料化、トンネルコンポスト、ハイブリット化、紙おむつリサイクルなど、全て不採用となっており、近年の気候変動に対する危機意識が感じられない施設である。 ⑤サーマルリサイクルを行う場合、生ごみが多い分、熱回収も遅れるため、生ごみなどの堆肥化については、もっと真剣に検討する必要がある。 ⑥吉見町長が現行施設のリニューアルを公約しており、最初は鴻巣市長も第三者委員会を作ると発言していたため、慎重に検討してほしい。	①、③事業費については、埼玉中部環境保全組合が概算額を算出しています。組合において、より経済的な施設整備など、引き続き事業費の精査、検討するものと捉えております。 ②都市計画案における施設の位置については、2市1町の合意に基づき、埼玉中部環境保全組合において建設予定地を定めていることから、原案どおりとします。また、浸水対策等については、埼玉中部環境保全組合にお問い合わせください。 ④、⑤整備事業に関しては、埼玉中部環境保全組合にお問い合わせください。 ⑥都市計画決定に関しては、都市計画法に定められた一連の手続きを進めてまいります。 なお、いただいたご意見は、事業主体である埼玉中部環境保全組合と情報共有をさせていただきます。
3	C氏	①8月10日の市民説明会に出席したが、以下「土地選定の妥当性」、「住民合意と説明責任」、「技術的安全性と環境対策」、「経済性と財政負担」、「社会的公正と地域間の公平性」、「将来的なごみ量、リサイクル推進との関係」の6項目についての説明が欠けていると感じた。特に「住民合意と説明責任」「経済性と財政負担」「将来的なごみ量・資源循環との整合性」は特に説明を欠いていた。決定書にこれらの項目に対する説明を加える修正を加え、周知のうえ手続きを進めるようお願いする。	①都市計画決定に関する「住民合意と説明責任」については、都市計画法に定められた一連の手続きを行うことで果たされるものと考えております。また、「経済性と財政負担」「将来的なごみ量・資源循環との整合性」については、事業主体である埼玉中部環境保全組合において、事業の節目で構成市町の方を対象に説明会を行っているものと捉えております。このことを踏まえ、整備事業の手続きの一環である都市計画決定に関する説明会を8月9日、8月10日に実施しました。なお、都市施設について都市計画に定める事項は、都市計画関係法令で定められております。ご指摘の事項は、都市計画に定める事項に該当しないことから、決定図書は、原案どおりとします。

番号	公述人	意見の要旨	鴻巣市意見
4	D氏	①より良い施設の建設には地元の住民合意が重要であり、十分な住民説明と合意を得てから都市計画決定を行うべき。 ②都市計画決定に関する住民説明会では、参加者が少なく、説明会に多くの住民が集まることのできる工夫をしていただきたい。 ③地元住民の中にはインターネットやパソコンを使っていない高齢者が多く、説明会の回数を増やすなど、都市計画決定の前に地元の合意形成をしていただきたい。	①～③整備事業に関する説明会は、事業主体である埼玉中部環境保全組合において、事業の節目で構成市町の方を対象に説明会を行っているものと捉えております。このことを踏まえ、都市計画の決定に関しましては、住民説明会、公聴会を開催するなど都市計画法で定められた手続きを行うことで、合意形成を図ってまいります。また、いただいたご意見は、関係機関に情報共有をさせていただきます。
5	E氏	①造成費が約40億円では高額である。 ②全敷地に対し調整池の面積・容量が大きい。 ③新ごみ処理場を整備した場合、20、30年後はどうするのか。 ④高額な建設費が見込まれており、建設費を回収することができるのか不安を感じている。	①、④建設費については、埼玉中部環境保全組合が概算額を算出しています。組合において、造成費を含め、より経済的な施設整備等の検討など、引き続き事業費の精査、検討するものと捉えております。 ②、③整備計画・事業に関しては、埼玉中部環境保全組合にお問い合わせください。なお、いただいたご意見は、事業主体である埼玉中部環境保全組合と情報共有をさせていただきます。
6	F氏	①公述申出の目的を具体的に示していただきたい。 ②周辺住民への丁寧な説明を行っていただきたい。都市計画提案制度にも関連するが、大した説明もないまま都市計画決定の公聴会を開くのは時期尚早である。 ③周辺環境への影響は重要な問題であり、煙突の高さが決まっていない中で都市計画決定の公聴会を開くのは時期尚早である。	①公述申出いわゆる公聴会の目的は、お示した都市計画原案に対し公述人のご意見をお聞きする場となります。また、ご意見に対する市の意見については、鴻巣市ホームページで公開をさせていただきます。 ②、③整備事業に関する説明会は、事業主体である埼玉中部環境保全組合において、事業の節目で構成市町の方を対象に説明会を行っているものと捉えております。このことを踏まえ、都市計画決定に関しましては、整備事業における手続きの一環として住民説明会、公聴会の開催など定められた手続きを実施しております。また、都市計画提案制度とは、住民や土地所有者等が一定の条件を満たしたうえで、鴻巣市が定める都市計画の決定又は変更について提案できる制度であり、今回の都市計画決定とは別の手続きになります。